

## 入院時食事療養費(Ⅱ)の見直し

- 入院時食事療養費(Ⅱ)のうち 455 円となっているものについては、平成30年4月以降の入院時食事療養に係る自己負担の増額(460 円)に伴い、自己負担額が費用の額を超えることとなるため、460 円に見直す。

現行	
<b>【食事療養及び生活療養の費用額算定表】</b>	
第1 食事療養	
2 入院時食事療養(Ⅱ)	
(1食につき)	
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	506円
(2) 流動食のみを提供する場合	455円



改定後	
<b>【食事療養及び生活療養の費用額算定表】</b>	
第1 食事療養	
2 入院時食事療養(Ⅱ)	
(1食につき)	
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	506円
(2) 流動食のみを提供する場合	<u>460円</u>